

議事要旨(2) 企業会計基準「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針（案）」について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、中條専門研究員より会計基準、適用指針及び公表にあたっての文案について、前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされ、次のような質疑応答が行われた。

○会計方針の変更に関する注記の表現について

- ・ ある委員から、会計基準（案）における会計方針の変更に関する注記の表現について、「遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合等で、表示する過去の財務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額等を記載する」とあるが、「実務上算定が可能な」という記載の位置を修正した意図について質問があった。これに対して事務局から、「実務上算定が可能な」という表現は、「影響額」を修飾するため、その旨がより明確となるように修文している旨の回答があった。
- ・ さらに同じ委員から、「公表にあたって」においては同様の表現を記載すべきであるという意見があった。これに対して事務局から、指摘のとおり修文する旨の回答があった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者14名全員の賛成により、本会計基準及び本適用指針の公表が承認された。

以 上